

鯖江市農業委員会 第 3 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 2 8 日 (金)
午後 1 時 3 0 分 開 会
午後 2 時 5 0 分 閉 会
- 2 場 所 鯖江市役所 4 階 全 員 協 議 会 室
- 3 議 事
- (1) 議案第 1 2 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
 - (2) 議案第 1 3 号 農用地利用集積計画の意見審議について
 - (3) 議案第 1 4 号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理事業)の意見審議について
 - (4) 議案第 1 5 号 令和 7 年度事業活動計画(案)について
 - (5) 議案第 1 6 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- 4 報 告 事 項
- (1) 報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 報告第 1 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
 - (3) 報告第 1 1 号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 福 島 会 長
- 6 署 名 委 員 7 番 鷺 田 晴 美 委 員
8 番 堀 内 章 義 委 員
- 7 事 務 局 斎 藤 事 務 局 長、松 田 事 務 局 次 長
真 柄 書 記、山 本 書 記

午後 1 時 3 0 分 開 会

事務局	それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
事務局	(欠 席 委 員 の 報 告)

事務局	つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。 引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。
福島会長 ※以下議長	議長就任挨拶
議長	ただいまから3月の農業委員会総会を開会いたします。 本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。 まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。
委員一同	異議なし
議長	では、7番 鷲田晴美委員、8番 堀内章義委員にお願いします。
議長	次に、各部会から3月部会の報告をお願いします。 まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いします。
6番 前田委員	3月の農政部会の報告をいたします。 3月24日、月曜日、私ほか5名が出席して、農政部会を開催しました。 議案第13号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、議案第15号 令和7年度事業活動計画（案）について、議案第16号 「令和7年度最適化活動の目標設定等」について協議しました。 協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。 以上、部会報告といたします。
議長	次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお

願います。

17番
岡井委員

3月の農地調整部会の報告をいたします。

3月25日 火曜日、わたしほか7名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時半から河野委員と牧野委員の2名により、5条の転用案件など約1時間半にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第12号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1（水落町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が2区画の宅地造成を目的として、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は市道、西側は用水路を挟んで市道、南側と北側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、東側の道路側溝および西側の用悪水路に排水します。

関係する地元農家組合および土地改良区の下承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種中高層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地はありません。

5 条 申 請 番 号 2 （ 北 中 町 ）

（ 概 要 と 目 的 ）

本申請は、譲受人が住宅建築を目的に、田の所有権を取得するものです。

（ 申 請 地 お よ び 近 隣 状 況 ）

申請地は、東側は市道、西側は田および宅地、南側は宅地、北側は田と接しております。

雨水は自然流下により、東側の道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。関係する土地改良区はありません。

（ 立 地 基 準 ）

申請地は第一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（ 一 般 基 準 ）

西側の隣接農地は当該地と同一譲渡人の不耕作の農地であり、必要十分の距離をとって盛土することで同意を得ています。

北側の隣接農地は不耕作の田ですが、申請地との境界には高低差の畔があり土砂流出の恐れはありません。

隣接農地所有者および耕作者には事業計画について説明済みで了承を得ています。

5 条 申 請 番 号 3 （ 五 郎 丸 町 ）

（ 概 要 と 目 的 ）

本申請は、譲受人が店舗建築を目的に、田の所有権を取得するものです。

（ 申 請 地 お よ び 近 隣 状 況 ）

申請地は、東側は排水路を挟み市道、西側は用水路を挟み国道、南側と北側は宅地に接しています。

雨水は自然流下により東側の道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合および土地改良区の了承を得ています。

（ 立 地 基 準 ）

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

(付記)

地役権者の同意書が未提出であることから、提出されることを許可の条件とします。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番
岡井委員

議案第12号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、1番と2番の案件については許可相当の意見、3番の案件は地役権者の同意書が提出されることを許可相当の条件とすることとなりました。
以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5番
佐々木委員

3番の案件について、地役権者の同意書が提出されていない時点でそもそも審議すべきなのか。

事務局

地役権者の同意書については、現在協議中であり、提出を前提としてご審議をしていただきたい。
地役権者の同意書が出てきた段階で許可書を出す手続きをする。また県協議、開発行為案件で他法令との同時許可ということもあるため、農地転用のみ先行して手続きをするということはない。

議長

3番の案件については、現時点で同意書が得られていないため、賛成に踏み切れない委員もいることから、翌月に審議を持ち越してはどうか。

事務局

ご意見賜りまして、同意書が出てきたうえで、翌月に

再度ご審議いただくようにします。

議長

他にご意見ございませんか。無いようですので「議案第12号 農地法第5条の許可申請審議について」は、番号3番の案件を除いて、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第12号 農地法第5条の許可申請審議について」1番、2番の案件については、原案のとおり可決決定されました。なお、3番の案件については地役権者の同意書が未提出であることから翌月に審議を持ち越します。

議長

次に、議案第13号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局

（議案第13号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6 番
前田委員

議案第13号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。以上報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

3 番
笠嶋委員

●●氏の契約について、契約期間は一年でよいのか。

事務局	申請者に対して、今後は中間管理事業による利用権設定のみということは説明している。その上での一年契約の申請に至っている。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第13号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙 手
議長	全員賛成と認め、議案第13号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。
議長	次に、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	（議案第14号について説明）
議長	農政部会の意見を、農政部会長より願います。
6 番 前田委員	議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。以上報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長

次に、議案第15号 令和7年度事業活動計画（案）について上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局

（議案第15号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政部長より願います。

6 番
前田委員

議案第15号 令和7年度事業活動計画（案）について、農地中間管理事業の推進期間について、農閑期に設定すべき等の答弁がありました。協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政部長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

10 番
山岸委員

今後の提案として、労災や農業災害の防止に向けた推進についても内容にいらてはどうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。農業委員会としてでき点も含めて検討させていただきます。

議長

他にご意見ございませんか。無いようですので議案第15号 令和7年度事業活動計画（案）について農政部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたしま

す。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第15号 令和7年度事業活動計画（案）については原案のとおり可決決定されました。

議長

次に、議案第16号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

（議案第16号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6番
前田委員

議案第16号 「令和7年度最適化活動の目標設定等」について協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので議案第16号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第16号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）は原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告第9～11号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。
お疲れ様でした。

午後2時50分閉会